

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年1月18日提出
【計算期間】	第24期(自 2022年10月20日至 2023年10月19日)
【ファンド名】	朝日ライフ リサーチ 日本株オープン
【発行者名】	朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤岡 通浩
【本店の所在の場所】	東京都杉並区和泉一丁目 2 2 番 1 9 号
【事務連絡者氏名】	岡部 武男
【連絡場所】	東京都杉並区和泉一丁目 2 2 番 1 9 号
【電話番号】	03-3323-6201
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

TOPIX(東証株価指数)(配当込み)をベンチマークとし、業種構成などにこだわらず銘柄本位の投資を行い、長期的にベンチマークを上回る超過収益を目指します。

当ファンドは、「朝日ライフ リサーチ 日本株マザーファンド」(以下、「マザーファンド」ということがあります。)受益証券を主要投資対象とします。

TOPIX(東証株価指数)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

商品分類・属性区分

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は次のとおりです。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信 その他資産
追加型投信	内外	(資産複合)

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
	年2回	日本	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	
	年6回 (隔月)	欧州	ファンド・オブ・ファンズ
	年12回 (毎月)	アジア	
不動産投信		オセアニア	
その他資産 (投資信託証券(株式))	日々	中南米	
資産複合	その他 ()	アフリカ	
資産配分固定型 資産配分変動型		中近東 (中東)	
		エマージング	

<各分類および区分の定義>

商品分類

単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分

投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (株式))	目論見書または信託約款において、主として株式に投資する投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリー ファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。 マザーファンドということがあります。

（注1）上記は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。当ファンドが該当する商品分類・属性区分を反転表示しています。

（注2）その他の商品分類・属性区分の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

信託金の限度額

1,000億円とします。

なお、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

ファンドの特色

朝日ライフ リサーチ 日本株マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

マザーファンド受益証券への投資を通じて、TOPIX(東証株価指数)(配当込み)をベンチマークとし、業種構成などにこだわらず銘柄本位の投資を行い、長期的にTOPIX(東証株価指数)(配当込み)を上回る超過収益を目指して、運用を行います。

当ファンドの特色は、当該マザーファンドの特色と同様ですので、「＜参考＞マザーファンドの特色」をご覧ください。

＜参考＞マザーファンドの特色

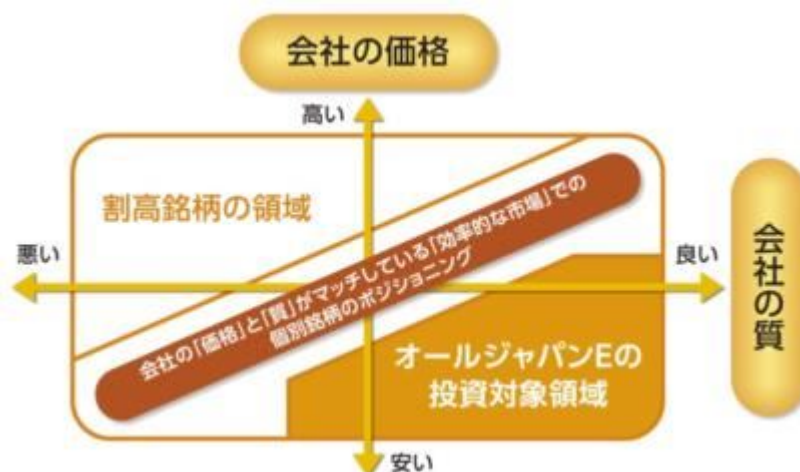
朝日ライフ リサーチ 日本株マザーファンド

- ・日本国内で取引されているすべての株式を投資対象とします。

全上場銘柄を投資対象とし、銘柄選択を重視したボトムアップ・アプローチによるアクティブ運用を行います。

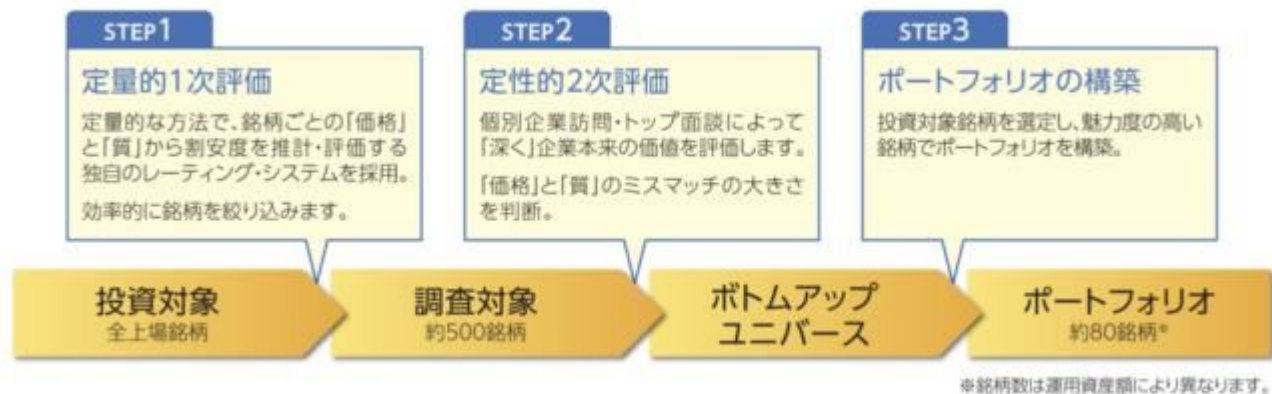
- ・「良い会社を普通の価格で、普通の会社を安い価格で」

この投資哲学のもと、「価格」と「質」のミスマッチに着目し、市場で正当に評価されず、本来の「質」に比較して割安に放置されている銘柄を発掘します。



- ・効率的かつ「深く」企業本来の価値を見極めます。

企業を見極める厳しい目を持ち、企業訪問を中心とした徹底したリサーチ(調査)により企業本来の価値を評価し、投資哲学を実践します。



資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

1999年11月26日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

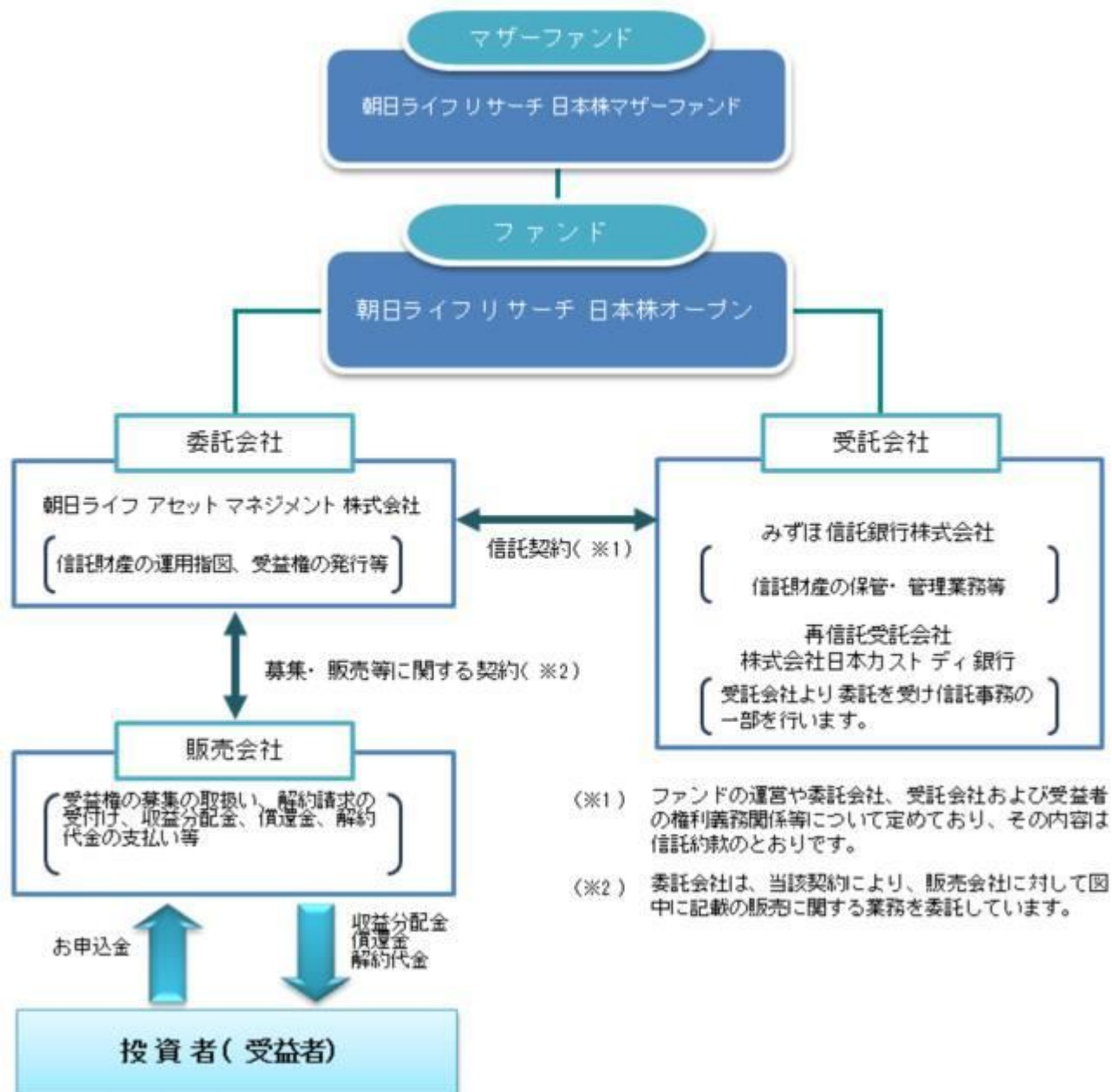
当ファンドの運用はファミリーファンド方式で行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者から集めた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

マザーファンドの投資成果はベビーファンドに反映されます。



ファンドの仕組み及び関係法人



委託会社の概況

- 1) 資本金の額(2023年10月末現在)
30億円
- 2) 会社の沿革
1985年7月 朝日生命投資顧問株式会社設立
1999年4月 朝日ライフ アセットマネジメント株式会社に商号変更
- 3) 大株主の状況(2023年10月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
朝日生命保険相互会社	東京都新宿区四谷一丁目6番1号	32,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

国内の上場株式の全銘柄を投資対象とし、TOPIX(東証株価指数)(配当込み)をベンチマークに銘柄選択を重視したボトムアップ・アプローチによるアクティブ運用を行う朝日ライフ リサーチ 日本株マザーファンド

受益証券を主要投資対象とします。なお、当該株式に直接投資する場合があります。

原則として、マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持し、非株式割合(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)は信託財産総額の50%以下とします。ただし、市況動向等により、弾力的に変更を行う場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合やファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(2) 【投資対象】

委託会社は、信託金を、主として朝日ライフ リサーチ 日本株マザーファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1)から11)までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるもので、主として有価証券に投資を行うものとしします。)
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 17) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で前記21)の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書、12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

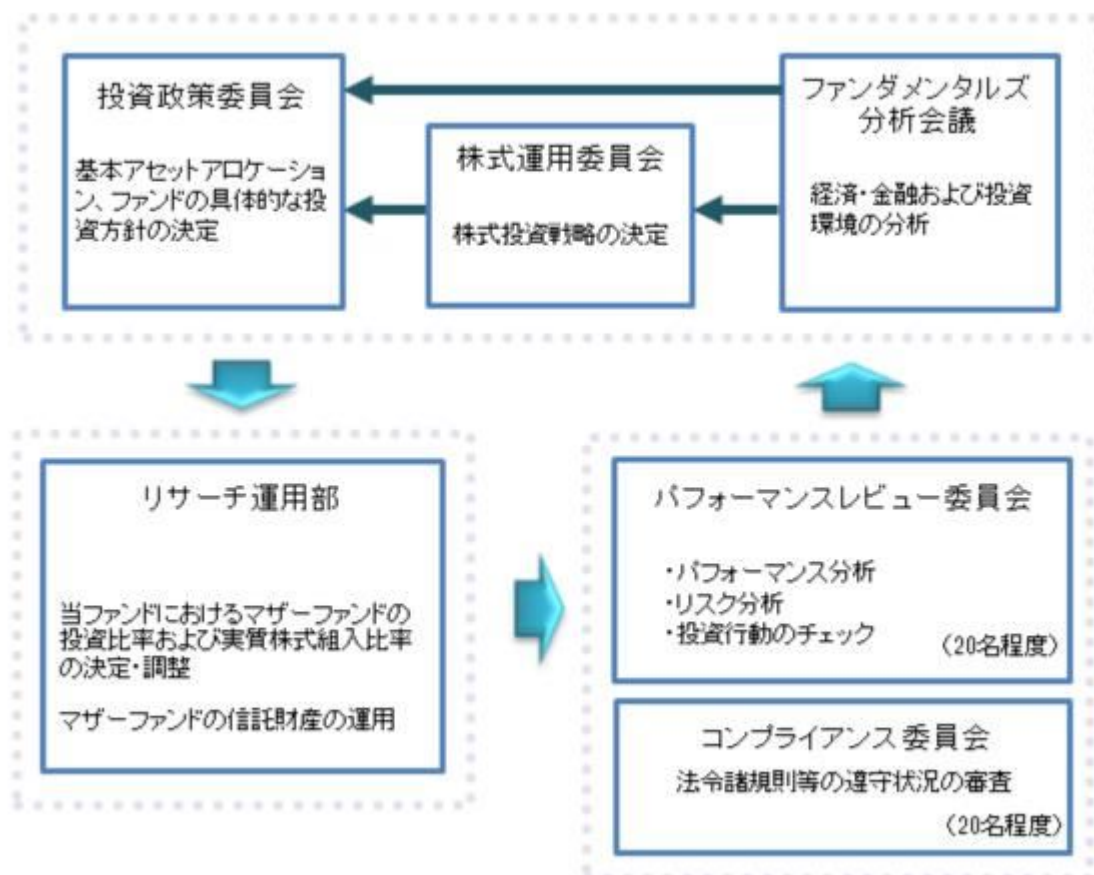
委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の

規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前記5)の権利の性質を有するもの

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記の1)から6)までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(3) 【運用体制】



ファンドの運用に際しては、社内規程等において以下に述べる意思決定プロセスにかかる組織体および権限、責任等を定め、これに基づき業務を執行します。

また、業務執行の適切性については、適宜、内部監査部門による評価等によりその実効性を確保しています。

以下のプロセスで運用に関する意思決定を行います。

- 1) ファンダメンタルズ分析会議でエコノミスト、アナリストおよびファンドマネジャー等による投資環境分析を行い、これを踏まえて株式運用委員会を開催し、株式および各プロダクトの投資戦略を決定します。
 - 2) 投資政策委員会では、基本アセットアロケーション、ファンドの具体的な投資方針を決定します。
- リサーチ運用部において、ファンドの具体的な投資方針に基づく運用を行います。
- 1) 当ファンドにおけるマザーファンドの投資比率および実質株式組入比率の決定・調整を行います。
 - 2) マザーファンドの信託財産の運用を行います。

パフォーマンスレビュー委員会(20名程度)でパフォーマンス分析およびリスク分析、コンプライアンス委員会(20名程度)で法令諸規則等の遵守状況の審査を行い、これらを運用の意思決定プロセスにフィードバックします。なお、パフォーマンスレビュー委員会およびコンプライアンス委員会は常勤役員等により構成さ

れ、経営の立場から適切に管理・監督を行います。

受託会社等のファンドの関係法人(販売会社を除く)の管理については、日々の業務を通じ、業務執行能力、管理体制および知識・経験等をモニタリングしています。また、受託会社より内部統制に関する報告書を定期的に受領しています。

(注)委員会および部の名称等は変更される場合があります。

(4)【分配方針】

毎決算時に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- 1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。
- 3) 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

分配時期

決算日は、毎年10月19日(休業日の場合は翌営業日)です。

収益分配金の支払いについては、以下のとおりです。

1) 分配金受取コース

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

2) 自動けいぞく投資コース

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、税金を差し引いた後、無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

(注)将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

信託約款に定める投資制限

- 1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には、制限を設けません。
＜信託約款「運用の基本方針」2.(3)＞
- 2) 委託会社は、取得時において、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第19条第4項＞
上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。＜同条第6項＞(以下3)、5)、6)、7)、15)において同じ。)
- 3) 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第19条第5項＞
- 4) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」ということがあります。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとしします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。＜信託約款第21条第1項＞
上記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目

論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。＜同条第2項＞

- 5) 委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第22条第1項＞
- 6) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第22条第2項＞
- 7) 委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第23条第1項＞
- 8) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けことの指図を行うことができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。＜信託約款第24条第1項＞

上記の信用取引の指図は、次の1から6までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1から6までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。＜同条第2項＞

- 1 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - 2 株式分割により取得する株券
 - 3 有償増資により取得する株券
 - 4 売出しにより取得する株券
 - 5 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 - 6 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記5に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- 9) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。＜信託約款第25条第1項＞
- 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。＜同条第2項＞
- 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。＜同条第3項＞
- 10) 委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第26条第1項＞
- スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。＜同条第2項＞
- スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。＜同条第3項＞
- 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。＜同条第4項＞
- 11) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第

27条第1項＞

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。＜同条第2項＞

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。＜同条第4項＞

- 12) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき、次の範囲内で貸付の指図を行うことができます。＜信託約款第28条第1項＞

1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。＜同条第2項＞

委託会社は、有価証券の貸付を行うにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。＜同条第3項＞

- 13) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図を行うことができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。＜信託約款第29条第1項＞

上記の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図を行うものとします。＜同条第2項、第3項＞

- 14) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。＜信託約款第30条第1項、第4項＞

上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。＜同条第2項、第3項＞

- 15) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。ただし、有価証券の値上り等により100分の20を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。＜信託約款第31条第1項＞

- 16) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。＜信託約款第42条第1項＞

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。＜同条第2項＞

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。＜同条第3項＞

借入金の利息は信託財産中より支弁します。＜同条第4項＞

- 17) デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。＜信託約款「運用の基本方針」2.(3)＞
- 18) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。＜信託約款第27条の2＞
- 19) 前記1)から18)までの規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。＜信託約款「運用の基本方針」2.(3)＞

法令に基づく投資制限

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

＜参考＞マザーファンドの概要

朝日ライフ リサーチ 日本株マザーファンド

以下「(3)投資制限」までにおいて、「ファンド」、「信託財産」および「信託期間」とは、マザーファンドのそれらをいいます。

(1) 投資方針

投資対象

国内の上場株式を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) 国内の上場株式の全銘柄を投資対象とし、銘柄選択を重視したボトムアップ型のアクティブ運用を行います。
- 2) 「良い会社を普通の価格で、普通の会社を安い価格で」買うという投資哲学に基づき、「価格」と「質」のミスマッチに着目して、市場で評価されず、本来の「質」に比較して割安に放置されていると考える銘柄を発掘します。
- 3) 一般の成長株投資スタイルや割安株投資スタイルにとらわれない独自の投資対象領域で選定銘柄のポジショニングを行います。
- 4) 企業の「価格」と「質」に着目した、独自のレーティング・システムによるスクリーニングを行います。
- 5) チームによる徹底した企業調査プロセスにより投資対象銘柄を絞り込みます。
- 6) チームによる討議により、投資対象銘柄を選定し、魅力度の高い銘柄でポートフォリオを構築します。
- 7) ファンドのリスク状況を随時モニターし、運用戦略との整合性を維持します。
- 8) 原則として、株式の組入比率は高位を維持し、非株式割合は信託財産総額の50%以下とします。ただし、市況動向等により、弾力的に変更を行う場合があります。
- 9) 資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合や、ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(2) 投資対象

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1)から11)までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるもので、主として有価証券に投資を行うものとしします。)
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 17) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で前記21)の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書、12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前記5)の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 の1)から6)までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(3) 投資制限

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には、制限を設けません。＜信託約款「運用の基本方針」2.(3)＞

委託会社は、取得時において、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第10条第4項＞

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第10条第5項＞

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとしします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。＜信託約款第12条第1項＞

上記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図する

ことができるものとします。＜同条第2項＞

委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第13条第1項＞

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第13条第2項＞

委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第14条＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図を行うことができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。＜信託約款第15条第1項＞

上記の信用取引の指図は、次の1から6までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1から6までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。＜同条第2項＞

- 1 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- 2 株式分割により取得する株券
- 3 有償増資により取得する株券
- 4 売出しにより取得する株券
- 5 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券
- 6 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前記5に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第16条第1項＞

委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。＜同条第2項＞

委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。＜同条第3項＞

委託会社は、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第17条第1項＞

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。＜同条第2項＞

スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。＜同条第4項＞

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第18条第1項＞

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。＜同条第2項＞

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。＜同条第4項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき、次の範囲内で貸付の指図を行うことができます。＜信託約款第19条第1項＞

- 1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を

超えないものとします。

- 2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。＜同条第2項＞

委託会社は、有価証券の貸付を行うにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図を行うことができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。＜信託約款第20条第1項＞

上記の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図を行うものとします。＜同条第2項、第3項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。＜信託約款第21条第1項、第4項＞

上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。＜同条第2項、第3項＞

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。ただし、有価証券の値上り等により100分の20を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。＜信託約款第22条＞

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。＜信託約款「運用の基本方針」2.（3）＞

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。＜信託約款第18条の2＞

前記 から までの規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。＜信託約款「運用の基本方針」2.（3）＞

3【投資リスク】

リスクに関する留意点

- 1）ファンドは値動きのある有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の値動きなどの影響により、基準価額が下落することがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、これを割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。
信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 2）ファンドは金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。
- 3）ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 4）分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支

払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファンドの主なリスク

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

1) 株価変動リスク

株式の価格(株価)が発行会社の経営・財務状況の変化、国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受け下落するリスクをいいます。株式の実質組入比率は原則として高水準を維持しますので、株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。ファンドが実質的に投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、その企業の株価は大きく下落し、ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

2) 信用リスク

発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、債券等の利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)をいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、株式ならびに債券およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品の価格は下落し(価格がゼロになることもあります。)、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の格付変更に伴い価格が下落するリスクもあります。

3) 金利変動リスク

金利水準の大きな変動は株式市場に影響を及ぼす場合があり、ファンドの基準価額の変動要因となります。

4) 流動性リスク

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

5) 繰上償還リスク

当ファンドは、受益権の口数が当初設定口数の10分の1または5億口を下回ることとなった場合、受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときなどには、繰上償還されることがあります。

6) ファミリーファンド方式に起因するリスク

マザーファンドへ投資する他のベビーファンドがある場合、当該ベビーファンドの設定・解約等によりマザーファンドに資金の流出入が生じることがあります。その結果として、マザーファンドにおいて組入有価証券の売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

リスク管理体制

ファンドのリスク管理は、社内規程やガイドライン等に基づき、運用部門のほか、管理部門およびコンプライアンス部門により行われています。また、リスク管理の状況(市場リスク、信用リスク、流動性リスクなど)は、委託会社の役員および各部門の代表者により構成されるリスク管理に関する委員会等において報告・検証され、必要に応じて改善される仕組みとなっています。

1) パフォーマンス評価とリスク管理

- a. パフォーマンスおよびリスクの状況は、社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上で分析の基礎となるデータは、各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。
- b. 当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、役員、運用責任者を主要参加メンバーとするパフォーマンスレビュー委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。
- c. 運用部門へのフィードバックは、パフォーマンスレビュー委員会を通じて行っています。
- d. 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産のモニタリングなどを

実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督しています。

2) 運用にかかわるコンプライアンスチェック

- a. 担当ファンドマネジャー等においては、日次でリスク管理およびポジション管理を行っており、管理部門においても組入比率等の基礎数値を計算してリスク管理を行っています。
- b. 売買執行にかかるコンプライアンスチェックについては、事前チェックをトレーディング部が、売買執行後の事後チェックを管理部門がそれぞれ担当し、そのチェック状況についてコンプライアンス部門に報告を行っています。
- c. コンプライアンス部門においては、信託約款や運用計画書に規定された資産配分、運用内容の遵守状況、ファンド間売買等についてのチェックを行っています。
- d. コンプライアンス実践の責任者として、コンプライアンス・オフィサーを配置しています。コンプライアンス・オフィサーは社長の命を受けて、運用にかかるコンプライアンスの実践に関する基本方針を立案し、各部およびコンプライアンス部門に対して必要な指示を行う権限を有しています。
- e. コンプライアンス・オフィサーが主催し経営陣が参加して開催されるコンプライアンス委員会においては、コンプライアンス状況の報告が行われ、問題案件等がある場合には、それらについての対応策、改善策、是正措置等を協議決定することとしています。

（注）委員会および部門の名称等は変更される場合があります。

【参考情報】

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

- ・年間騰落率は、上記5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
- ・分配金再投資基準価額は、2018年11月末を10,000として指数化しています。

ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

- ・グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- ・ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の基準価額と異なる場合があります。

※決算日に対応した数値とは異なります。

※2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株…MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI国債

先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しています。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に、5.5%（税抜5.0%）を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。取得申込時の商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに購入にかかる事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。ただし、「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬は、信託期間を通じて毎日、純資産総額に対し年1.65%（税抜1.5%）の率を乗じて得た額とし、信託財産の費用として計上されます。信託報酬の支払いは、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

信託報酬の配分およびそれを対価とする役務の内容は次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.7%（税抜）	年率0.7%（税抜）	年率0.1%（税抜）
委託した資金の運用の対価	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

（４）【その他の手数料等】

換金する受益者が負担する信託財産留保額として、解約請求受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が差し引かれ、信託財産に残されます。

信託財産に関する租税、信託財産にかかる監査費用および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用を役務の対価とする監査費用は、毎日、純資産総額に対し、年0.0055%（税抜0.005%）の率を乗じて得た額とします。

ただし、年44万円（税抜40万円）を上限とします。監査費用は、監査法人との契約等により変更になることがあります。

ファンドの組入有価証券売買時に支払う手数料を役務の対価とする売買委託手数料、先物取引・オプション取引・スワップ取引・金利先渡取引・為替先渡取引・外国為替予約取引に要する費用、公社債の借入れにかかる費用、資産を外国で保管する場合の費用ならびに借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。これらの費用に消費税等がかかる場合は、その消費税等相当額を信託財産中から支弁します。これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

個別元本について

1) 追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより計算されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に個別元本が計算されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合は、コース別に個別元本が計算される場合があります。

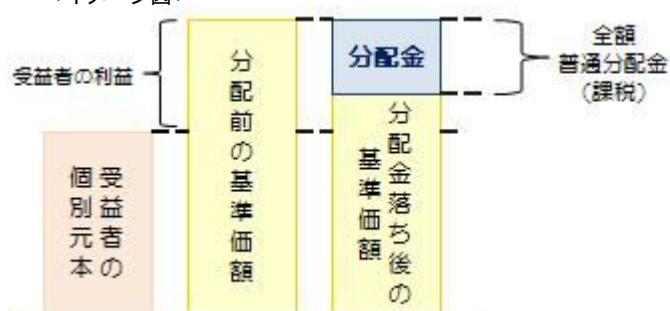
3) 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)とがあります。

1) 普通分配金

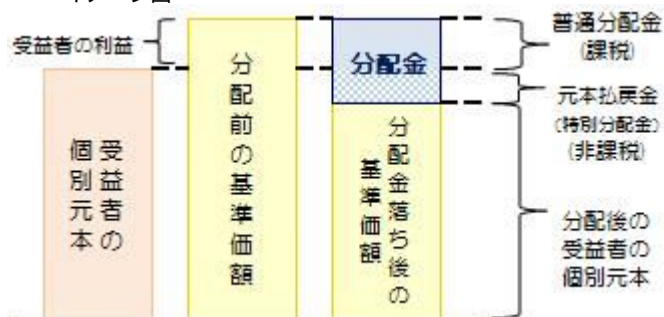
<イメージ図>



収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

2) 元本払戻金(特別分配金)

<イメージ図>



収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上図は、あくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、収益分配金の各水準等を示唆するものではありません。税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

a. 収益分配金に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。

なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除の適用が可能です。)または申告分離課税を選択することもできます。

b. ご換金(解約)時および償還時における課税

解約時の解約価額^注および償還時の償還価額から取得費(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。)を控除した差益(譲渡益)は、譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます。特定口座(源泉徴収あり)の利用も可能です。

その税率は、20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、地方税5%)です。

注：解約価額とは、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額です。

c．損益通算について

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等や特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算が可能です。また、解約時および償還時の譲渡益については、他の上場株式等の譲渡損との損益通算が可能です。

d．少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2）法人の受益者に対する課税

a．収益分配金に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、15.315%（所得税および復興特別所得税）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

b．ご換金（解約）時および償還時における課税

解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税および復興特別所得税）の税率で源泉徴収されます。地方税の徴収はありません。

c．益金不算入制度の適用はありません。

確定拠出年金制度にかかる受益者に対する課税上の取扱い

確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用され、当ファンドの収益分配時、ご換金（解約）時および償還時における課税は行われません。

上記は、2023年10月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

分配時において、外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

2023年10月31日現在の状況を記載しています。

投資比率とは、純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

朝日ライフ リサーチ 日本株オープン

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	4,130,892,217	96.89
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	132,435,028	3.11
合計（純資産総額）		4,263,327,245	100.00

（参考）朝日ライフ リサーチ 日本株マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	4,016,171,140	97.22
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	114,651,108	2.78
合計（純資産総額）		4,130,822,248	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

朝日ライフ リサーチ 日本株オープン

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	朝日ライフ リサーチ 日本株マ ザーファンド	1,469,336,351	2.8403	4,173,380,730	2.8114	4,130,892,217	96.89

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	96.89
合計	96.89

（参考）朝日ライフ リサーチ 日本株マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	スズキ	輸送用機 器	29,300	5,833.57	170,923,875	5,784.00	169,471,200	4.10
2	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	10,300	12,631.14	130,100,761	12,425.00	127,977,500	3.10
3	日本	株式	りそなホールディング ス	銀行業	151,000	815.78	123,184,218	803.50	121,328,500	2.94
4	日本	株式	S C S K	情報・通 信業	45,500	2,471.19	112,439,422	2,568.50	116,866,750	2.83
5	日本	株式	L I N E ヤフー	情報・通 信業	293,400	386.48	113,394,914	382.30	112,166,820	2.72
6	日本	株式	三井住友フィナンシャル グループ	銀行業	14,700	7,262.78	106,762,871	7,220.00	106,134,000	2.57
7	日本	株式	I N P E X	鉱業	47,000	2,183.37	102,618,623	2,182.50	102,577,500	2.48
8	日本	株式	T D K	電気機器	18,200	5,631.70	102,496,983	5,558.00	101,155,600	2.45
9	日本	株式	大和ハウス工業	建設業	24,000	3,946.30	94,711,356	4,127.00	99,048,000	2.40
10	日本	株式	アサヒグループホール ディングス	食料品	17,900	5,284.84	94,598,793	5,436.00	97,304,400	2.36
11	日本	株式	S M C	機械	1,400	71,198.43	99,677,812	68,680.00	96,152,000	2.33
12	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	16,500	5,294.99	87,367,461	5,373.00	88,654,500	2.15
13	日本	株式	村田製作所	電気機器	33,700	2,658.02	89,575,562	2,477.50	83,491,750	2.02
14	日本	株式	第一生命ホールディン グス	保険業	25,500	3,138.98	80,044,068	3,176.00	80,988,000	1.96
15	日本	株式	日油	化学	13,200	5,958.02	78,645,920	5,933.00	78,315,600	1.90
16	日本	株式	信越化学工業	化学	17,500	4,354.26	76,199,687	4,468.00	78,190,000	1.89
17	日本	株式	小松製作所	機械	22,300	3,775.99	84,204,577	3,463.00	77,224,900	1.87
18	日本	株式	デンソー	輸送用機 器	34,700	2,332.47	80,936,774	2,199.50	76,322,650	1.85
19	日本	株式	ジェイテクト	機械	60,300	1,270.00	76,581,341	1,226.50	73,957,950	1.79
20	日本	株式	富士電機	電気機器	12,200	6,257.26	76,338,677	5,678.00	69,271,600	1.68
21	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	3,500	20,172.46	70,603,644	19,755.00	69,142,500	1.67
22	日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	11,700	5,752.91	67,309,134	5,667.00	66,303,900	1.61
23	日本	株式	ミネベアミツミ	電気機器	27,800	2,384.93	66,301,200	2,329.50	64,760,100	1.57
24	日本	株式	オリックス	その他金 融業	23,800	2,692.95	64,092,263	2,715.00	64,617,000	1.56

25	日本	株式	サイバーエージェント	サービス業	75,600	786.77	59,479,933	789.70	59,701,320	1.45
26	日本	株式	三井化学	化学	15,500	3,699.49	57,342,181	3,763.00	58,326,500	1.41
27	日本	株式	ニフコ	化学	16,200	3,738.16	60,558,302	3,501.00	56,716,200	1.37
28	日本	株式	スタンレー電気	電気機器	23,000	2,383.20	54,813,813	2,389.50	54,958,500	1.33
29	日本	株式	S C R E E Nホールディングス	電気機器	7,700	7,284.58	56,091,266	6,934.00	53,391,800	1.29
30	日本	株式	しまむら	小売業	3,500	14,544.49	50,905,717	14,895.00	52,132,500	1.26

□.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	鉱業	2.48
		建設業	2.60
		食料品	3.30
		繊維製品	0.72
		化学	12.33
		医薬品	0.35
		ゴム製品	1.61
		鉄鋼	1.19
		非鉄金属	0.14
		金属製品	1.26
		機械	12.09
		電気機器	18.73
		輸送用機器	8.35
		精密機器	0.85
		電気・ガス業	0.46
		陸運業	1.57
		海運業	0.60
		情報・通信業	7.91
		卸売業	3.44
		小売業	3.75
		銀行業	5.51
		保険業	1.96
		その他金融業	2.60
		不動産業	0.93
		サービス業	2.51
合計			97.22

【投資不動産物件】

朝日ライフ リサーチ 日本株オープン

該当事項はありません。

（参考）朝日ライフ リサーチ 日本株マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

朝日ライフ リサーチ 日本株オープン

該当事項はありません。

（参考）朝日ライフ リサーチ 日本株マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

朝日ライフ リサーチ 日本株オープン

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第15計算期間末（2014年10月20日）	3,374,082,552	3,374,082,552	8,690	8,690
第16計算期間末（2015年10月19日）	2,946,671,851	3,113,086,114	10,004	10,569
第17計算期間末（2016年10月19日）	3,015,721,690	3,015,721,690	9,606	9,606
第18計算期間末（2017年10月19日）	3,073,230,513	3,829,105,314	10,164	12,664
第19計算期間末（2018年10月19日）	3,648,186,765	3,744,841,112	10,002	10,267
第20計算期間末（2019年10月21日）	3,482,244,976	3,482,244,976	9,290	9,290
第21計算期間末（2020年10月19日）	3,646,277,002	3,646,277,002	9,776	9,776
第22計算期間末（2021年10月19日）	3,853,843,133	4,372,906,956	10,394	11,794
第23計算期間末（2022年10月19日）	4,139,774,442	4,139,774,442	9,908	9,908
第24計算期間末（2023年10月19日）	4,192,021,674	4,899,825,038	10,068	11,768
2022年10月末日	4,206,969,663	—	10,051	—
11月末日	4,362,416,015	—	10,434	—
12月末日	4,111,460,787	—	9,829	—
2023年 1月末日	4,304,175,597	—	10,296	—
2月末日	4,364,645,075	—	10,434	—
3月末日	4,427,062,043	—	10,612	—
4月末日	4,530,135,886	—	10,871	—
5月末日	4,610,385,239	—	11,147	—
6月末日	4,901,687,206	—	11,823	—
7月末日	4,976,707,798	—	12,008	—
8月末日	5,015,549,083	—	12,106	—
9月末日	5,004,842,287	—	12,060	—
10月末日	4,263,327,245	—	9,971	—

【分配の推移】

朝日ライフ リサーチ 日本株オープン

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第15計算期間	2013年10月22日～2014年10月20日	0
第16計算期間	2014年10月21日～2015年10月19日	565
第17計算期間	2015年10月20日～2016年10月19日	0

第18計算期間	2016年10月20日～2017年10月19日	2,500
第19計算期間	2017年10月20日～2018年10月19日	265
第20計算期間	2018年10月20日～2019年10月21日	0
第21計算期間	2019年10月22日～2020年10月19日	0
第22計算期間	2020年10月20日～2021年10月19日	1,400
第23計算期間	2021年10月20日～2022年10月19日	0
第24計算期間	2022年10月20日～2023年10月19日	1,700

【収益率の推移】

朝日ライフ リサーチ 日本株オープン

期	計算期間	収益率（％）
第15計算期間	2013年10月22日～2014年10月20日	1.1
第16計算期間	2014年10月21日～2015年10月19日	21.6
第17計算期間	2015年10月20日～2016年10月19日	4.0
第18計算期間	2016年10月20日～2017年10月19日	31.8
第19計算期間	2017年10月20日～2018年10月19日	1.0
第20計算期間	2018年10月20日～2019年10月21日	7.1
第21計算期間	2019年10月22日～2020年10月19日	5.2
第22計算期間	2020年10月20日～2021年10月19日	20.6
第23計算期間	2021年10月20日～2022年10月19日	4.7
第24計算期間	2022年10月20日～2023年10月19日	18.8

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

朝日ライフ リサーチ 日本株オープン

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第15計算期間	2013年10月22日～2014年10月20日	508,008,694	320,347,913
第16計算期間	2014年10月21日～2015年10月19日	1,814,661,697	2,751,964,514
第17計算期間	2015年10月20日～2016年10月19日	362,847,141	168,802,146
第18計算期間	2016年10月20日～2017年10月19日	133,583,357	249,514,347
第19計算期間	2017年10月20日～2018年10月19日	900,955,641	277,120,970
第20計算期間	2018年10月20日～2019年10月21日	298,779,833	197,887,610
第21計算期間	2019年10月22日～2020年10月19日	237,569,874	256,005,733
第22計算期間	2020年10月20日～2021年10月19日	257,698,216	279,889,719
第23計算期間	2021年10月20日～2022年10月19日	670,351,955	199,574,270
第24計算期間	2022年10月20日～2023年10月19日	222,643,432	237,470,651

参考情報



運用実績

(2023年10月31日現在)

●基準価額・純資産の推移

基準価額 9,971円 純資産総額 42.63億円



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後であり、設定当初の投資元本10,000円に設定来の税引前分配金を再投資したものと計算しています。(設定日:1999年11月26日)

※基準価額は信託報酬控除後です。

●分配の推移

決算期	分配金
2019年10月	0円
2020年10月	0円
2021年10月	1,400円
2022年10月	0円
2023年10月	1,700円
設定来累計	7,230円

※分配金は1万口当たり、税引前の金額です。

●主要な資産の状況

マザーファンドの資産の状況を記載しています。

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する投資比率です。

資産別構成

	比率
株式	97.2%
その他資産	2.8%
合計	100.0%

組入上位10業種

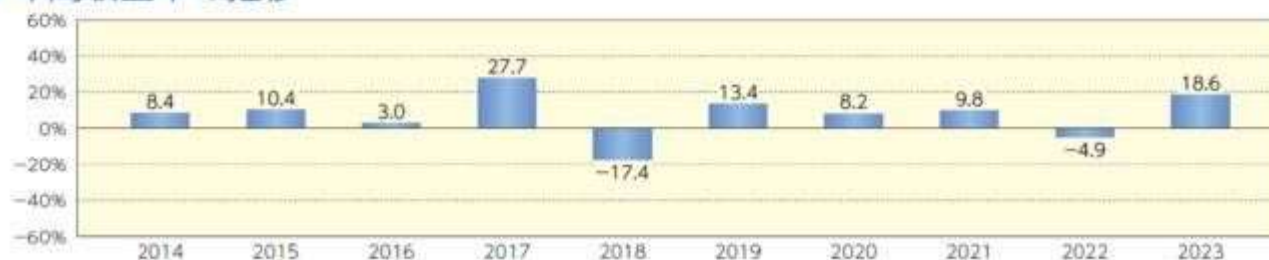
順位	業種名	比率
1	電気機器	18.7%
2	化学	12.3%
3	機械	12.1%
4	輸送用機器	8.4%
5	情報・通信業	7.9%
6	銀行業	5.5%
7	小売業	3.7%
8	卸売業	3.4%
9	食料品	3.3%
10	その他金融業	2.6%

※業種は東証33業種分類によります。

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	比率
1	スズキ	4.1%
2	ソニーグループ	3.1%
3	りそなホールディングス	2.9%
4	SCSK	2.8%
5	LINEヤフー	2.7%
6	三井住友フィナンシャルグループ	2.6%
7	INPEX	2.5%
8	TDK	2.4%
9	大和ハウス工業	2.4%
10	アサヒグループホールディングス	2.4%

●年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※2023年は10月31日までの収益率を表示しています。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・最新の運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日にいつでも行うことができます。申込受付時間は、原則として午後3時^注までとし、当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取り扱います。

注：販売会社によっては午後3時より前に受付けを締め切ることがありますので、各販売会社にご確認ください。

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込金額の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行います。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

当ファンドには、収益分配金の受取方法の別により、収益分配金を受け取る「分配金受取コース」と、税金を差し引いた後の収益分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。申込方法および申込単位は、販売会社が個別に定めるものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資については1口単位となります。

お申込み価額は、取得申込受付日の基準価額です。取得申込みには、お申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等が別に加算されます。ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資については当該計算期間終了日の基準価額となります。

お申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、5.5%（税抜5.0%）を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。

取得申込者は、取得申込金額をお申込みの販売会社に、当該販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合には、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款^注」にしたがって契約を締結します。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した取得申込者が、「定時定額購入サービス」を利用する場合には、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約^注を締結するものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にご確認ください。

注：販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を定める名称の異なる契約または規定を使用することがあります。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことがあります。取得申込みの受付けが中止された場合には、取得申込者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、取得申込者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受け付けたものとします。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求について>

解約請求は、販売会社の営業日にいつでも行うことができます。受付時間は、原則として午後3時^注までとし、当該解約請求にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分として取り扱います。

注：販売会社によっては午後3時より前に受付けを締め切ることがありますので、各販売会社にご確認ください。

委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

解約請求を行う受益者は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。解約請求を行う受益者

は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

ご解約単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

ご解約価額は、解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額(基準価額の0.3%)を差し引いた額です。1口当たりの解約価額に解約口数を乗じて得た額から、税金を差し引いた額がお受取金額となります。

ご解約価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社	
ホームページ	https://www.alamco.co.jp/
フリーダイヤル	0120-283-104（営業日の9:00～17:00）

ご解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として4営業日目から販売会社の営業所等において受益者に支払われます。

信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた解約請求の受け付けを取り消すことがあります。解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算

基準価額は、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除して計算します。

当ファンドにおいては、1万口当たりの価額として表示されます。

当ファンドの信託財産に属する資産のうち、主要投資対象およびその評価方法は以下のとおりです。

朝日ライフ リサーチ 日本株マザーファンド受益証券	移動平均法に基づき、基準価額により評価しています。
---------------------------	---------------------------

<参考> マザーファンドの主要投資対象およびその評価方法

株 式	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しています。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しています。
-----	--

基準価額の計算頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせいただけるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社	
ホームページ	https://www.alamco.co.jp/
フリーダイヤル	0120-283-104（営業日の9:00～17:00）

(2)【保管】

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託

会社は受益証券を発行しません。

（３）【信託期間】

信託期間は無期限です。

「（５）その他 信託の終了（償還）」の規定により信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

原則として、毎年10月20日から翌年10月19日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を各計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

信託の終了（償還）

- １）委託会社は、信託期間中において、受益権の口数が当初設定受益権口数の10分の1または5億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ２）委託会社は、１）の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ３）２）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ４）委託会社は、３）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、１）の信託契約の解約をしません。
- ５）委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ６）３）から５）までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、３）の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- ７）委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ８）委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更４）」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- ９）受託会社がその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において委託会社が新たな受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- １）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ２）委託会社は、１）の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- 3) 2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- 4) 委託会社は、3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、1)の信託約款の変更をしません。
- 5) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、1)から5)までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成および交付

- 1) 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買の状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を毎決算時および償還時に作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に交付します。
- 2) 委託会社は、運用報告書(全体版)を作成し、委託会社のホームページ(<https://www.alamco.co.jp/>)に掲載します。
- 3) 2)の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

関係法人との契約の変更

- 1) 委託会社と受託会社との間の信託契約は無期限です。ただし、「信託の終了(償還)」に該当することとなった場合には解約されます。
- 2) 委託会社と販売会社との間の募集・販売等に関する契約は、期間満了の3ヵ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示がない限り、同一の条件で更新されます。

信託事務処理の委託

受託会社は、再信託受託会社と再信託契約を締結することにより、当ファンドの信託財産すべてを再信託受託会社へ移管し、当ファンドにかかる信託事務処理の一部を委託することがあります。その場合には、信託財産の管理にかかる事務のうち再信託にかかる契約書類に基づく所定の事務を行います。

なお、再信託受託会社が受ける信託事務処理の一部の委託にかかる報酬は、受託会社が受け取る信託報酬の中から当事者間で支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が支払開始日から5年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属するものとします。

償還金に対する請求権

受益者は、償還金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日(以下「償還日」といいます。)の後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属するものとしします。

換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に解約請求をすることができます。詳細は、「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」の記載をご参照ください。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期計算期間（2022年10月20日から2023年10月19日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【朝日ライフ リサーチ 日本株オープン】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第23期 （2022年10月19日現在）	第24期 （2023年10月19日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	803,569	136,714,327
コール・ローン	109,624,823	-
親投資信託受益証券	4,064,464,510	3,923,380,730
未収入金	-	880,000,000
流動資産合計	4,174,892,902	4,940,095,057
資産合計	4,174,892,902	4,940,095,057
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	-	707,803,364
未払解約金	757,592	109,520
未払受託者報酬	2,283,099	2,668,456
未払委託者報酬	31,963,370	37,358,310
未払利息	300	-
その他未払費用	114,099	133,733
流動負債合計	35,118,460	748,073,383
負債合計	35,118,460	748,073,383
純資産の部		
元本等		
元本	4,178,376,421	4,163,549,202
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	38,601,979	28,472,472
（分配準備積立金）	184,833,602	367,968
元本等合計	4,139,774,442	4,192,021,674
純資産合計	4,139,774,442	4,192,021,674
負債純資産合計	4,174,892,902	4,940,095,057

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第23期 自 2021年10月20日 至 2022年10月19日	第24期 自 2022年10月20日 至 2023年10月19日
営業収益		
受取利息	42	9
有価証券売買等損益	133,225,353	848,916,220
営業収益合計	133,225,311	848,916,229
営業費用		
支払利息	86,833	92,936
受託者報酬	4,582,386	5,016,002
委託者報酬	64,153,406	70,223,847
その他費用	231,192	268,191
営業費用合計	69,053,817	75,600,976
営業利益又は営業損失（ ）	202,279,128	773,315,253
経常利益又は経常損失（ ）	202,279,128	773,315,253
当期純利益又は当期純損失（ ）	202,279,128	773,315,253
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	6,945,287	25,911,296
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	146,244,397	38,601,979
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,664,419	27,473,858
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	2,063,877
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,664,419	25,409,981
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,176,954	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,176,954	-
分配金	-	707,803,364
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	38,601,979	28,472,472

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額により評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第23期 (2022年10月19日現在)		第24期 (2023年10月19日現在)	
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額		1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	
期首元本額	3,707,598,736円	期首元本額	4,178,376,421円
期中追加設定元本額	670,351,955円	期中追加設定元本額	222,643,432円
期中一部解約元本額	199,574,270円	期中一部解約元本額	237,470,651円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	4,178,376,421口	2. 計算期間の末日における受益権の総数	4,163,549,202口
3. 元本の欠損			
貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その金額は38,601,979円であります。			
4. 1単位（1万口）当たりの純資産額	9,908円	3. 1単位（1万口）当たりの純資産額	10,068円
（1口当たりの純資産額）	(0.9908円)	（1口当たりの純資産額）	(1.0068円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第23期 自 2021年10月20日 至 2022年10月19日		第24期 自 2022年10月20日 至 2023年10月19日	
分配金の計算過程	費用控除後の配当等収益額	35,701,778円	費用控除後の配当等収益額	101,801,724円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	427,390,187円
	収益調整金額	512,501,634円	収益調整金額	520,822,735円
	分配準備積立金額	149,131,824円	分配準備積立金額	174,815,872円
	当ファンドの分配対象収益額	697,335,236円	当ファンドの分配対象収益額	1,224,830,518円
	当ファンドの期末残存口数	4,178,376,421口	当ファンドの期末残存口数	4,163,549,202口
	1万口当たり収益分配対象額	1,668円	1万口当たり収益分配対象額	2,941円
	1万口当たり分配金額	—円	1万口当たり分配金額	1,700円
	収益分配金金額	—円	収益分配金金額	707,803,364円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	期別	第23期 自 2021年10月20日 至 2022年10月19日		第24期 自 2022年10月20日 至 2023年10月19日	
1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資して運用することを目的としております。		同左	
2. 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク		当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 これらは、株価変動リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。目論見書の記述に合わせて、主要なリスク項目を記載しております。		同左	

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、パフォーマンスおよびリスクの状況（市場リスク、信用リスク、流動性リスク等）は社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上での分析の基礎となるデータは各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、運用責任者、経営陣を主要参加メンバーとするパフォーマンスレビュー委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。 また、コンプライアンス部門において、信託約款や運用計画書の遵守状況ならびに執行・組入れに係る管理状況を審査し、必要に応じて速やかに関連部門へ注意・勧告を行っております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

第23期 (2022年10月19日現在)	第24期 (2023年10月19日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 同左
2. 時価の算定方法 (1) 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	2. 時価の算定方法 (1) 親投資信託受益証券 同左
(2) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(2) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第23期(自 2021年10月20日 至 2022年10月19日)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	133,547,186
合計	133,547,186

第24期(自 2022年10月20日 至 2023年10月19日)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	675,502,371
合計	675,502,371

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第23期 自 2021年10月20日 至 2022年10月19日	第24期 自 2022年10月20日 至 2023年10月19日
該当事項はありません。	同左

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

１）株式（2023年10月19日現在）

該当事項はありません。

２）株式以外の有価証券（2023年10月19日現在）

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	朝日ライフ リサーチ 日本株マザーファンド	1,380,548,482	3,923,380,730	
	日本円 小計	銘柄数：1 組入時価比率：93.6%	1,380,548,482	3,923,380,730 100.0%	
	合計			3,923,380,730	

(注1)親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)組入時価比率は、左より純資産総額に対する評価額の割合、および、合計金額に対する評価額の割合であります。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「朝日ライフ リサーチ 日本株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

朝日ライフ リサーチ 日本株マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2022年10月19日現在）	（2023年10月19日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	71,920,161
コール・ローン	53,734,249	-
株式	3,968,464,920	3,804,790,100
未収入金	6,252,465	894,137,031
未収配当金	39,243,600	44,571,900
流動資産合計	4,067,695,234	4,815,419,192
資産合計	4,067,695,234	4,815,419,192
負債の部		
流動負債		
未払金	3,282,483	11,984,930
未払解約金	-	880,000,000
未払利息	147	-
その他未払費用	-	249
流動負債合計	3,282,630	891,985,179
負債合計	3,282,630	891,985,179
純資産の部		

（2022年10月19日現在）

（2023年10月19日現在）

元本等		
元本	1,727,647,926	1,380,548,482
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	2,336,764,678	2,542,885,531
元本等合計	4,064,412,604	3,923,434,013
純資産合計	4,064,412,604	3,923,434,013
負債純資産合計	4,067,695,234	4,815,419,192

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、監査対象ファンドの計算期間末日の金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

（2022年10月19日現在）		（2023年10月19日現在）	
1. 監査対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額		1. 監査対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	
期首元本額	1,560,651,707円	期首元本額	1,727,647,926円
期中追加設定元本額	183,302,783円	期中追加設定元本額	- 円
期中一部解約元本額	16,306,564円	期中一部解約元本額	347,099,444円
2. 元本の内訳		2. 元本の内訳	
朝日ライフ リサーチ 日本株	1,727,647,926円	朝日ライフ リサーチ 日本株	1,380,548,482円
オープン		オープン	
3. 監査対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	1,727,647,926口	3. 監査対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	1,380,548,482口
4. 1単位（1万口）当たりの純資産額	23,526円	4. 1単位（1万口）当たりの純資産額	28,419円
（1口当たりの純資産額）	（2.3526円）	（1口当たりの純資産額）	（2.8419円）

（注） は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額であります。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	期別 自 2021年10月20日 至 2022年10月19日	自 2022年10月20日 至 2023年10月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資して運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 これらは、株価変動リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。目論見書の記述に合わせて、主要なリスク項目を記載しております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、パフォーマンスおよびリスクの状況（市場リスク、信用リスク、流動性リスク等）は社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上での分析の基礎となるデータは各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、運用責任者、経営陣を主要参加メンバーとするパフォーマンスレビュー委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。 また、コンプライアンス部門において、信託約款や運用計画書の遵守状況ならびに執行・組入れに係る管理状況を審査し、必要に応じて速やかに関連部門へ注意・勧告を行っております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

（2022年10月19日現在）	（2023年10月19日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 同左
2. 時価の算定方法 （１）株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	2. 時価の算定方法 （１）株式 同左
（２）コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	（２）コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（自 2021年10月20日 至 2022年10月19日）

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	143,387,764
合計	143,387,764

（自 2022年10月20日 至 2023年10月19日）

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	461,194,633
合計	461,194,633

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2021年10月20日 至 2022年10月19日	自 2022年10月20日 至 2023年10月19日
該当事項はありません。	同左

附属明細表

第 1 有価証券明細表

1) 株式（2023年10月19日現在）

（単位：円）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	I N P E X	44,000	2,182.00	96,008,000	
	大和ハウス工業	22,500	3,946.00	88,785,000	
	インフロニア・ホールディングス	4,900	1,532.50	7,509,250	
	アサヒグループホールディングス	16,700	5,284.00	88,242,800	
	ニチレイ	11,100	3,198.00	35,497,800	
	セーレン	12,500	2,186.00	27,325,000	
	クラレ	28,200	1,713.50	48,320,700	
	信越化学工業	14,000	4,366.00	61,124,000	
	三井化学	14,500	3,706.00	53,737,000	
	住友ベークライト	6,300	6,657.00	41,939,100	
	積水化学工業	19,900	2,021.00	40,217,900	
	アイカ工業	5,900	3,306.00	19,505,400	
	扶桑化学工業	4,000	4,100.00	16,400,000	
	A D E K A	13,400	2,635.50	35,315,700	
	日油	12,400	5,955.00	73,842,000	
	関西ペイント	7,100	2,162.00	15,350,200	
	デクセリアルズ	5,000	3,750.00	18,750,000	
	ニフコ	15,100	3,738.00	56,443,800	
	栄研化学	8,500	1,435.00	12,197,500	
	ブリヂストン	10,900	5,752.00	62,696,800	
	日本製鉄	14,200	3,214.00	45,638,800	
	リンナイ	17,600	2,712.50	47,740,000	
	三浦工業	6,300	2,951.50	18,594,450	
	オークマ	4,700	6,512.00	30,606,400	
	アマダ	26,100	1,464.50	38,223,450	
	F U J I	10,000	2,348.00	23,480,000	
	オーエスジー	17,800	1,727.00	30,740,600	
	S M C	1,300	71,340.00	92,742,000	
	小松製作所	21,400	3,777.00	80,827,800	
	クボタ	22,400	2,032.50	45,528,000	
	荏原製作所	2,800	6,502.00	18,205,600	
	ダイフク	14,000	2,611.50	36,561,000	
	ジェイテクト	56,500	1,271.00	71,811,500	
	ミネベアミツミ	26,000	2,389.00	62,114,000	
	富士電機	11,500	6,262.00	72,013,000	
	アルバック	4,200	5,508.00	23,133,600	
	ソニーグループ	9,600	12,640.00	121,344,000	

	T D K	17,000	5,635.00	95,795,000	
	ヒロセ電機	2,400	17,760.00	42,624,000	
	日本光電工業	7,600	3,506.00	26,645,600	
	イリソ電子工業	6,500	3,790.00	24,635,000	
	スタンレー電気	21,500	2,382.50	51,223,750	
	カシオ計算機	28,300	1,205.00	34,101,500	
	村田製作所	31,500	2,661.00	83,821,500	
	S C R E E Nホールディングス	7,200	7,290.00	52,488,000	
	東京エレクトロン	3,300	20,180.00	66,594,000	
	トヨタ紡織	18,200	2,591.50	47,165,300	
	デンソー	32,500	2,335.00	75,887,500	
	スズキ	27,400	5,834.00	159,851,600	
	豊田合成	15,500	2,981.00	46,205,500	
	東京精密	4,700	7,190.00	33,793,000	
	メタウォーター	9,400	1,826.00	17,164,400	
	山九	3,800	5,136.00	19,516,800	
	S Gホールディングス	20,500	1,914.00	39,237,000	
	飯野海運	21,900	1,035.00	22,666,500	
	日鉄ソリューションズ	4,500	4,140.00	18,630,000	
	L I N Eヤフー	274,700	386.80	106,253,960	
	ネットワンシステムズ	20,600	2,713.00	55,887,800	
	スカパー J S A Tホールディングス	16,300	703.00	11,458,900	
	S C S K	43,100	2,471.50	106,521,650	
	コナミグループ	2,500	8,032.00	20,080,000	
	シップヘルスケアホールディングス	4,500	2,183.50	9,825,750	
	コメダホールディングス	11,900	2,684.00	31,939,600	
	伊藤忠商事	15,500	5,296.00	82,088,000	
	コスモス薬品	2,600	14,265.00	37,089,000	
	しまむら	3,300	14,545.00	47,998,500	
	ヤオコー	1,300	7,431.00	9,660,300	
	サンドラッグ	11,000	3,980.00	43,780,000	
	りそなホールディングス	141,400	816.50	115,453,100	
	三井住友フィナンシャルグループ	13,800	7,267.00	100,284,600	
	第一生命ホールディングス	23,900	3,143.00	75,117,700	
	全国保証	8,300	4,914.00	40,786,200	
	オリックス	22,300	2,693.00	60,053,900	
	カチタス	17,900	2,057.00	36,820,300	
	オープンアップグループ	13,300	1,881.00	25,017,300	
	サイバーエージェント	70,800	785.80	55,634,640	
	リログループ	11,200	1,471.50	16,480,800	
日本円 小計	銘柄数：77	1,557,200		3,804,790,100	
	組入時価比率：97.0%			100.0%	
合 計		1,557,200		3,804,790,100	

(注)組入時価比率は、左より純資産総額に対する評価額の割合、および、合計金額に対する評価額の割合であります。

２）株式以外の有価証券（2023年10月19日現在）

該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

朝日ライフ リサーチ 日本株オープン

2023年10月31日

資産総額	4,273,509,809円
負債総額	10,182,564円
純資産総額（ - ）	4,263,327,245円
発行済口数	4,275,825,240口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9971円
（1万口当たり純資産額）	（9,971円）

（参考）朝日ライフ リサーチ 日本株マザーファンド

2023年10月31日

資産総額	4,147,548,965円
負債総額	16,726,717円
純資産総額（ - ）	4,130,822,248円
発行済口数	1,469,336,351口
1口当たり純資産額（ / ）	2.8114円
（1万口当たり純資産額）	（28,114円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1．名義書換の手続等

委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、該当事項はありません。

2．受益者に対する特典

ありません。

3．譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

4．受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5．受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

資本金の額等（2023年10月末現在）

- 1）資本金：3,000百万円
- 2）発行可能株式総数：64,000株
- 3）発行済株式総数：32,000株
- 4）最近5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

委託会社の機構

・会社の意思決定機構

委託会社の経営にあたる取締役は、株主総会によって選任されます。その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

取締役全員で構成される取締役会は、委託会社の経営の基本方針を決定するとともに、代表取締役を選任します。代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、常勤取締役および役付執行役員によって構成される経営会議が、取締役会から委任を受けた事項を決定します。

・投資運用の意思決定機構

- 1）ファンドの運用に際しては、社内規程等において以下に述べる意思決定プロセスにかかる組織体および権限、責任等を定め、これに基づき業務を執行します。

また、業務執行の適切性については、適宜、内部監査部門による評価等によりその実効性を確保しています。

- a．ファンダメンタルズ分析会議でエコノミスト、アナリストおよびファンドマネジャー等による投資環境分析を行い、これを踏まえて資産別（株式および債券）運用委員会を開催し、個別資産および各プロダクトの投資戦略を決定します。

- b．投資政策委員会では、基本アセットアロケーション、ファンドの具体的な投資方針を決定します。

- 2）運用各部において、ファンドの具体的な投資方針に基づく運用を行います。

- 3）パフォーマンスレビュー委員会でパフォーマンス分析およびリスク分析、コンプライアンス委員会で法令諸規則等の遵守状況の審査を行い、これらを運用の意思決定プロセスにフィードバックします。

（注）委員会および部門の名称等は変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに受益権の募集または私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

2023年10月末現在、当社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は以下のとおりです。

種類	本数	純資産総額(百万円)
単位型株式投資信託	16	28,236
追加型株式投資信託	90	492,261
合計	106	520,497

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表および中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)					
期別		第37期 (2022年3月31日)		第38期 (2023年3月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			3,949,031		3,739,128
前払費用	2		79,227		99,400
未収委託者報酬			411,309		321,234
未収運用受託報酬	2		503,145		406,745
未収還付法人税等			-		52,781
未収収益			0		0
その他			1,713		1,879
流動資産計			4,944,427		4,621,169
固定資産					
有形固定資産					
建物	1	6,101		6,142	
器具備品	1	20,012	26,113	12,707	18,849
無形固定資産					
電話加入権		2,776		2,776	
ソフトウェア		12,261	15,037	24,907	27,683
投資その他の資産					
投資有価証券		17,236		12,377	
関係会社株式		38,156		38,000	
長期差入保証金	2	34,836		33,442	
繰延税金資産		71,873	162,103	63,199	147,018
固定資産計			203,254		193,551
資産合計			5,147,681		4,814,721

(単位：千円)					
期別		第37期 (2022年3月31日)		第38期 (2023年3月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
(負債の部)					

流動負債					
預り金			20,128		17,557
未払金					
未払手数料		114,561		86,457	
その他未払金	2	26,153	140,715	18,474	104,932
未払費用	2		501,514		433,474
未払法人税等			79,135		14,006
未払消費税等			64,465		21,289
賞与引当金			157,434		159,245
流動負債計			963,394		750,505
負債合計			963,394		750,505
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			3,000,000		3,000,000
資本剰余金					
資本準備金		524,000	524,000	524,000	524,000
利益剰余金					
利益準備金		226,000		226,000	
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		431,916	657,916	313,892	539,892
株主資本合計			4,181,916		4,063,892
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			2,371		322
評価・換算差額等合計			2,371		322
純資産合計			4,184,287		4,064,215
負債・純資産合計			5,147,681		4,814,721

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

期別		第37期 （自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）		第38期 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
営業収益					
委託者報酬		3,433,631		3,374,779	
運用受託報酬		1,750,668	5,184,300	1,590,287	4,965,066
営業費用	1				
支払手数料			892,270		913,947
広告宣伝費			17,272		20,511
公告費			200		200
調査費					
調査費		585,515		618,749	
委託調査費		1,962,203		1,902,006	
図書費		1,154	2,548,872	973	2,521,730
営業雑経費					
通信費		3,236		2,663	
印刷費		18,630		21,603	
協会費		4,957		5,233	
諸会費		3,087		3,241	
その他営業雑経費		284	30,196	131	32,873
営業費用計			3,488,811		3,489,262
一般管理費	1				
給料					
役員報酬		86,424		82,820	
給料・手当		725,874		734,606	

賞与		27,470	839,769	10,325	827,752
交際費			1,081		2,192
寄付金			14,814		4,070
旅費交通費			2,025		11,143
租税公課			37,113		33,429
不動産賃借料			101,156		96,378
退職給付費用			45,809		53,027
福利厚生費			134,525		132,199
賞与引当金繰入			136,209		137,568
固定資産減価償却費			15,603		14,436
諸経費			115,846		133,434
一般管理費計			1,443,956		1,445,633
営業利益			251,532		30,170
営業外収益					
受取配当金	1		38,430		53,733
受取利息			3		3
受取賃借料			14,482		11,402
雑収入			2,570		2,202
営業外収益計			55,488		67,342
営業外費用					
雑損失			0		0
営業外費用計			0		0
経常利益			307,021		97,512
特別利益					
投資有価証券売却益			989		1,851
特別利益計			989		1,851
特別損失					
固定資産除却損	2		69		12
投資有価証券売却損			2		-
関係会社株式評価損			134		-
特別損失計			206		12
税引前当期純利益			307,804		99,352
法人税、住民税及び事業税		95,332		7,796	
法人税等調整額		7,024	88,308	9,578	17,375
当期純利益			219,496		81,976

(3) 【株主資本等変動計算書】

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・ 換 算差額 等 合計	
		資本準 備金	資本剰余 金合計	利益準 備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計				
当期首残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	352,419	578,419	4,102,419	1,270	1,270	4,103,690
当期変動額										
剰余金の配当					140,000	140,000	140,000			140,000
当期純利益					219,496	219,496	219,496			219,496
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								1,100	1,100	1,100
当期変動額合計					79,496	79,496	79,496	1,100	1,100	80,597
当期末残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	431,916	657,916	4,181,916	2,371	2,371	4,184,287

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・ 換 算差額 等 合計	
		資本準 備金	資本剰余 金合計	利益準 備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計				
当期首残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	431,916	657,916	4,181,916	2,371	2,371	4,184,287
当期変動額										
剰余金の配当					200,000	200,000	200,000			200,000
当期純利益					81,976	81,976	81,976			81,976
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）								2,048	2,048	2,048
当期変動額合計					118,023	118,023	118,023	2,048	2,048	120,071
当期末残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	313,892	539,892	4,063,892	322	322	4,064,215

注記事項

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの ：期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 ：移動平均法による原価法
2．固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物6年～24年、器具備品4年～15年であります。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3．引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。
4．収益及び費用の計上基準	(1) 委託者報酬 投資信託運用サービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。 (2) 運用受託報酬 投資一任口座又は投資助言口座の運用サービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。 (3) 成功報酬 成功報酬については、対象となる投資一任口座の特定のベンチマーク又はその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した段階で収益として認識しております。
5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

会計方針の変更

1. 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用
 当事業年度より、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。）を適用しております。
 また、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。
 これに伴い、投資信託の時価にレベルを付しております。
 なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

注記事項

（貸借対照表関係）

（単位：千円）

項目	第37期 (2022年3月31日)	第38期 (2023年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額		
建物	41,946	42,766
器具備品	131,450	140,161
2 関係会社に対する資産及び負債		
前払費用	6,106	6,106
未収運用受託報酬	4,347	4,346
長期差入保証金	39,651	39,651
未払金	-	4,434
未払費用	8,614	8,164

（損益計算書関係）

（単位：千円）

項目	第37期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
1 関係会社との取引に係るもの		
営業費用	173,460	178,477
一般管理費	199,197	208,086
受取配当金	38,250	53,550
2 固定資産除却損の内訳		
器具備品	69	12

（株主資本等変動計算書関係）

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年6月28日 定時株主総会	普通株式	140,000,000	4,375	2021年3月31日	2021年6月29日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額（円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
----	-------	---------------	-------	-------------	-----	-------

2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	200,000,000	利益剰余金	6,250	2022年3月31日	2022年6月25日
----------------------	------	-------------	-------	-------	------------	------------

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式 普通株式	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	200,000,000	6,250	2022年3月31日	2022年6月25日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額（円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	80,000,000	利益剰余金	2,500	2023年3月31日	2023年6月29日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、第二種金融商品取引業（委託者指図型投資信託の受益権の募集または私募に係る業務）、投資助言・代理業（投資顧問契約に係る業務）及び投資運用業（投資一任契約に係る業務及び投資信託に係る業務）を営んでおります。

当社の金融商品に対する取組方針に関しましては、資産運用を行うに当たっては、会社経営の社会性・公共性の観点から問題を生ぜしめないように十分な配慮を行い、財務健全性の見地からリスク分散を図るとともに、経営体力に見合ったものとするよう定めております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品には、関係会社株式及び投資信託が含まれております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社の金融商品に係るリスク管理体制に関しましては、対象となる運用資産、取引、コンプライアンスチェック等を定めるとともに、実際に保有する金融商品については、定期的に発行体の財務状況、時価等を把握し、保有状況を見直すよう努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

第37期（2022年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
--	----------	----	----

投資有価証券 其他有価証券	17,236	17,236	-
------------------	--------	--------	---

第38期（2023年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 其他有価証券	12,377	12,377	-

（注1）投資有価証券に関する事項

投資有価証券は基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

（注2）市場価格のない株式の貸借対照表計上額は次のとおりであり、「投資有価証券」には含めておりません。

（単位：千円）

区分	2022年3月31日	2023年3月31日
非上場株式	38,156	38,000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第37期（2022年3月31日）

当該金融商品は投資信託のみであり、投資信託の時価はレベルごとの内訳表記をしておりません。投資信託の当事業年度の貸借対照表計上額は17,236千円です。

第38期（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 其他	-	12,377	-	12,377
合計	-	12,377	-	12,377

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な解約制限がない非上場投資信託であり、基準価額を時価としております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式25,500千円、関連会社株式12,500千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式25,656千円、関連会社株式12,500千円）は、市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

第37期（2022年3月31日）

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	8,841	12,732	3,891
	小計	8,841	12,732	3,891
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	4,977	4,503	473
	小計	4,977	4,503	473
合計		13,818	17,236	3,418

第38期（2023年3月31日）

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	7,857	9,038	1,180
	小計	7,857	9,038	1,180
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	4,054	3,339	714
	小計	4,054	3,339	714
合計		11,911	12,377	465

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計
投資信託	5,955	989	2
合計	5,955	989	2

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計
投資信託	3,830	1,851	-
合計	3,830	1,851	-

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、2007年3月より確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用の内訳

（単位：千円）

	第37期 （自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）	第38期 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）
確定拠出掛金等	45,809	53,027

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

（単位：千円）

	第37期	第38期
--	------	------

	(2022年3月31日)	(2023年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	5,877	2,462
未払事業所税	1,044	1,035
賞与引当金	48,247	44,118
未払役員報酬	393	385
未払法定福利費	7,501	6,958
未払寄付金	688	654
未払確定拠出掛金	1,159	1,143
未返還投資顧問料	1,197	1,133
未払監査費用	4,582	5,447
未払特別法人事業税	1,618	-
未払調査費	396	-
関係会社株式評価損	3,730	-
敷金	3,018	3,185
税務上の繰延資産	212	-
小計	79,669	66,527
評価性引当額	6,749	3,185
繰延税金資産合計	72,920	63,341
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,046	142
繰延税金負債合計	1,046	142
繰延税金資産の純額	71,873	63,199

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった項目別の内訳

(単位 : %)

	第37期 (2022年3月31日)	第38期 (2023年3月31日)
法定実効税率	30.62	30.62
(調整)		
永久に損金に算入されない項目	1.09	3.99
永久に益金に算入されない項目	3.81	15.84
住民税均等割	0.74	2.30
評価性引当額の増減	0.07	3.59
その他	0.04	0.02
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.68	17.50

3. 法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示

当社は、当事業年度より、朝日生命保険相互会社を通算親会社としてグループ通算制度を適用しております。

これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

(持分法損益等)

(単位 : 千円)

	第37期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
関連会社等に対する投資の金額	38,000	38,000
持分法を適用した場合の投資の金額	179,112	183,024
持分法を適用した場合の投資利益の金額	55,138	57,461

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち、貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社はオフィスの不動産貸借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該資産除去債務については、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積もりにあたり、使用見込期間は当該オフィスビルの耐用年数である50年を採用しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	第37期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
期首残高	17,946	17,401
増減額（ は減少）	545	545
期末残高	17,401	16,855

(収益認識に関する注記)

1. 収益を分解した情報

（単位：千円）

	第37期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
委託者報酬	3,433,631	3,374,779
運用受託報酬	1,633,478	1,590,287
成功報酬	117,189	-
合計	5,184,300	4,965,066

2. 収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(セグメント情報等)

〔セグメント情報〕

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益については、損益計算書に記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
朝日生命保険相互会社	576,970

なお、制度上顧客情報を知りえない営業収益については、判定対象から除いております。

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益については、損益計算書に記載しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
朝日生命保険相互会社	549,454

なお、制度上顧客情報を知りえない営業収益については、判定対象から除いております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 （百万円）	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	朝日生命保険相互会社	新宿区	91,000	生命保険業	（被所有） 直接100%	投資顧問契約に基づく資産運用受託、役員の兼任	運用受託報酬	46,414	未収運用受託報酬	4,347
							出向者人件費の支払、賃借料・共益費支払他	199,197	前払費用	6,106

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 （百万円）	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
							運用受託報酬	46,085	未収運用受託報酬	4,346

親会社	朝日生命保険相互会社	新宿区	51,000	生命保険業	（被所有） 直接100%	投資顧問契約 に基づく資産 運用受託、役 員の兼任	出向者人件費 の支払、賃借 料・共益費支 払他	208,086	前払費用	6,106
									未払金	4,434

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資顧問契約については、一般の顧客と同様の取扱いをしております。

証券投資信託受益証券の募集販売の取引条件については、一般の販売会社と同様の取扱いをしております。

3. 営業費用のうち、賃借料・共益費については、朝日不動産管理株式会社が収納事務の代理を行っており、同社を経由した取引となっております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

朝日生命保険相互会社（相互会社であるため上場しておりません）

（1株当たり情報）

（単位：円）

項目	第37期 （自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）	第38期 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）
1株当たり純資産額	130,758.98	127,006.74
1株当たり当期純利益	6,859.25	2,561.77

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第37期 （自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）	第38期 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）
損益計算書上の当期純利益	219,496千円	81,976千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	219,496千円	81,976千円
普通株式の期中平均株式数	32,000株	32,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

（1）中間貸借対照表

（単位：千円）

		第39期中間会計期間末 （2023年9月30日）	
科目	注記 番号	内訳	金額
（資産の部）			
流動資産			
現金・預金			3,745,503
未収委託者報酬			320,100
未収運用受託報酬			446,697
その他			116,064
流動資産計			4,628,365
固定資産			
有形固定資産			
建物	1	5,778	
器具備品	1	11,191	16,970

無形固定資産			
電話加入権		2,776	
ソフトウェア		24,958	27,734
投資その他の資産			
投資有価証券		406	
関係会社株式		38,000	
長期差入保証金		32,935	
繰延税金資産		63,945	135,288
固定資産計			179,993
資産合計			4,808,358

（単位：千円）

		第39期中間会計期間末 （2023年9月30日）	
科目	注記 番号	内訳	金額
（負債の部）			
流動負債			
預り金			41,778
未払金			
未払手数料		84,959	
その他未払金		88,019	172,979
未払費用			325,964
未払法人税等			33,715
賞与引当金			80,508
その他			40,863
流動負債計			695,810
負債合計			695,810
（純資産の部）			
株主資本			
資本金			3,000,000
資本剰余金			
資本準備金		524,000	524,000
利益剰余金			
利益準備金		226,000	
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		362,542	588,542
株主資本合計			4,112,542
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			4
評価・換算差額等合計			4
純資産合計			4,112,547
負債・純資産合計			4,808,358

(2) 中間損益計算書

（単位：千円）

		第39期中間会計期間 （自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日）	
科目	注記 番号	金額	
営業収益			
委託者報酬			1,806,506
運用受託報酬			761,786

営業収益計		2,568,293
営業費用		1,779,429
一般管理費	1	690,492
営業利益		98,370
営業外収益	2	67,093
営業外費用		16
経常利益		165,447
特別利益		1,458
特別損失		1,915
税引前中間純利益		164,990
法人税、住民税及び事業税		36,947
法人税等調整額		606
中間純利益		128,650

(3) 中間株主資本等変動計算書

第39期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
					繰越利益 剰余金					
当期首残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	313,892	539,892	4,063,892	322	322	4,064,215
当中間期変動額										
剰余金の配当					80,000	80,000	80,000			80,000
中間純利益					128,650	128,650	128,650			128,650
株主資本以外の項目 の当中間期変動額（純額）								318	318	318
当中間期変動額合計	-	-	-	-	48,650	48,650	48,650	318	318	48,331
当中間期末残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	362,542	588,542	4,112,542	4	4	4,112,547

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの ：中間決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 ：移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物6年～24年、器具備品4年～15年であります。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち、当中間会計期間の負担額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準	(1) 委託者報酬 投資信託運用サービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。 (2) 運用受託報酬 投資一任口座又は投資助言口座の運用サービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

	(3)成功報酬 成功報酬については、対象となる投資一任口座の特定のベンチマーク又はその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した段階で収益として認識しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	当社は、朝日生命保険相互会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

（単位：千円）

項目	第39期中間会計期間末 (2023年9月30日)
1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	43,129
器具備品	143,214
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

（単位：千円）

項目	第39期中間会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)
1 減価償却実施額	
有形固定資産	3,415
無形固定資産	3,104
2 営業外収益の主要項目	
受取配当金	55,179
受取賃借料	5,150

（中間株主資本等変動計算書関係）

第39期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	80,000,000	2,500	2023年3月31日	2023年6月29日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	406	406	-

（注1）投資有価証券に関する事項

投資有価証券は基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

（注2）市場価格のない株式の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、「投資有価証券」には含めておりません。

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	38,000

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

第39期中間会計期間末（2023年9月30日）

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 その他	-	406	-	406
合計	-	406	-	406

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な解約制限がない非上場投資信託については、基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第39期中間会計期間末（2023年9月30日）

その他有価証券において、種類ごとの中間貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	種類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
--	----	------	------------	----

中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	300	307	7
	小計	300	307	7
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	100	99	0
	小計	100	99	0
合計		400	406	6

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

（持分法損益等）

（単位：千円）

	第39期中間会計期間 （自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日）
関連会社等に対する投資の金額	38,000
持分法を適用した場合の投資の金額	159,600
持分法を適用した場合の投資利益の金額	31,655

（資産除去債務関係）

第39期中間会計期間末（2023年9月30日）

資産除去債務の変動の内容及び当中間会計期間における総額の増減は次のとおりであります。

当期首残高	16,855千円
増減額（は減少）	272千円
当中間会計期間末残高	16,583千円

（注）当社は不動産貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。当該資産除去債務については負債計上に代えて、不動産貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当中間会計期間の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

（収益認識に関する注記）

1. 収益を分解した情報

当中間会計期間の収益の構成は次のとおりです。

（単位：千円）

	第39期中間会計期間 （自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日）
委託者報酬	1,806,506
運用受託報酬	761,786
成功報酬	-
合計	2,568,293

2. 収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第39期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益については、中間損益計算書に記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
朝日生命保険相互会社	293,817

なお、制度上顧客情報を知りえない営業収益については、判定対象から除いております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

(単位：円)

項目	第39期中間会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)
1株当たり純資産額	128,517.11
1株当たり中間純利益金額	4,020.31

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第39期中間会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)
中間純利益(千円)	128,650
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	128,650
普通株式の期中平均株式数(株)	32,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

- 1）委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- 2）委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあります。
- 3）委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあります。

訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

< 受託会社 >

名称

みずほ信託銀行株式会社

資本金の額（2023年9月末現在）

247,369百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社の概要

名 称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2023年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

< 販売会社 >

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
----	-------------------	-------

アイザワ証券株式会社	3,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
安藤証券株式会社	2,280	同上
池田泉州ＴＴ証券株式会社	1,250	同上
auカブコム証券株式会社	7,196	同上
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	135,000	同上
株式会社ＳＢＩ証券	54,323	同上
岡三証券株式会社	5,000	同上
岡三にいがた証券株式会社	852	同上
極東証券株式会社	5,251	同上
東海東京証券株式会社	6,000	同上
内藤証券株式会社	3,002	同上
西日本シティＴＴ証券株式会社	3,000	同上
日産証券株式会社	1,500	同上
浜銀ＴＴ証券株式会社	3,307	同上
広田証券株式会社	600	同上
フィリップ証券株式会社	950	同上
ほくほくＴＴ証券株式会社	1,250	同上
松井証券株式会社	11,945	同上
マネックス証券株式会社	12,200	同上
丸八証券株式会社	3,751	同上
みずほ証券株式会社	125,167	同上
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500	同上
むさし証券株式会社	5,000	同上
楽天証券株式会社	19,495	同上
リテラ・クレア証券株式会社	3,794	同上
株式会社トマト銀行	14,310	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社みずほ銀行	1,404,065	同上
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社りそな銀行	279,928	同上
損害保険ジャパン株式会社	70,000	保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。

（注）資本金の額は、2023年9月末現在を記載しています。

2【関係業務の概要】

< 受託会社 >

ファンドの受託者として信託財産の保管・管理、計算等を行います。

< 販売会社 >

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行い、信託契約の一部解約に関する事務、受益権の買取りに関する事務、解約代金、収益分配金、償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

受託会社および販売会社との間に資本関係はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2023年 1月18日	有価証券届出書
2023年 1月18日	有価証券報告書
2023年 7月18日	有価証券届出書
2023年 7月18日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

2023年6月28日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 窪 寺 信
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） １．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年12月18日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏 和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている朝日ライフ リサーチ 日本株オープンの2022年10月20日から2023年10月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日ライフ リサーチ 日本株オープンの2023年10月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- ２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年11月30日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 窪 寺 信
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） １．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。